

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都中央区晴海1-8-10
株式会社日立物流バンテックフォワーディング
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
株式会社日立物流バンテックフォワーディング
多摩ロジスティクスセンター
東京都国立市泉2-10-16
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て
1棟
64平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出一般貨物
- 5 許可期間
自 平成25年 4月16日
至 平成30年 8月19日

平成25年4月16日

東京税関長 塚越 保祐